

別記

ツキノワグマ捕獲等許可基準

那須町有害鳥獣捕獲等許可取扱要領（以下「許可要領」という。）に基づくツキノワグマ（以下「クマ」という。）の個体数調整又は有害鳥獣捕獲に係る捕獲許可については、許可要領の第1章から第3章に定めるもののほか、この基準によるものとする。

1 許可する場合の基本的な考え方

次の要件を満たす場合に許可するものとする。

(1) 個体数調整

「栃木県ツキノワグマ管理計画」8の(2)④の「排除地域」（クマが本来生息していない地域）でクマが確認され、分布の拡大防止のために捕獲が必要な場合

(2) 有害鳥獣捕獲

次のいずれかに該当すること。

- ① 現に被害が発生しており、その時点で技術開発されている被害防除対策によっても効果的に被害の軽減・防止が図られるとは認められない、又は被害防除対策によって被害の軽減・防止が図られるが、当該対策の実施に要する負担が過大と認められる場合
- ② 人に対し緊急な危害が差し迫っている場合
- ③ クマ以外の捕獲等をする目的のわなにクマが錯誤捕獲された場合であって、人に対し緊急な危害が差し迫っている又はその場所周辺においてクマによる被害が発生して有害鳥獣捕獲が実施されており、当該個体が加害個体の可能性が高い場合

2 基本的な許可基準

- (1) 捕獲わなは箱わな（原則ドラム缶型わなとする。ただし、捕獲効果等の理由がある場合は、他の箱わな（檻型わな等）を使用することができる）を使用し、銃器を併用すること。ただし、人に対し緊急の危害が差し迫っている場合には必要に応じて銃器のみによる捕獲を認めるものとする。
- (2) 捕獲わなについては、その種類及び構造を許可申請書（様式1号又は2号）に明記するとともに、設置箇所を図面により示すこと。
- (3) クマの嗜好する餌を用いる場合には、加害個体以外のクマの誘引を防止するため、過度の誘引とならないようにすること。
- (4) 電気柵等の被害防除対策を実施している場所では、原則として、当該電気柵等の内側に捕獲わなを設置すること。
- (5) 箱わな（ドラム缶型わな）による捕獲を実施する場合には、原則として、わな猟及び第一種銃猟免許の両方を所持している者を従事者として選任すること。この要件を満たす者がいない場合は、わな猟免許を所持している者及び第一種銃猟免許を所持している者をそれぞれ選任すること。
- (6) 捕獲後の措置が学習放獣である場合には、その体制が整っていること。
- (7) 捕獲わなの設置、管理、見回り及び撤去は捕獲従事者が行うこと。

3 林業被害（樹皮剥ぎ）の防止を目的とする捕獲等の許可基準

(1) 許可の要件

以下の基準を全て満たし、有害鳥獣捕獲の許可申請書（様式1号）に林業被害（樹皮剥ぎ）防止捕獲申請に係る確認調査表（別記様式1）が添付されていること。なお、当該調査票の提出により、許可申請書の裏面の記載は不要とする。

- ① 被害発生区域が、0.1ha以上のまとまりのあるおおむね3齢級以上の人工林であること。
- ② 造林木の1割以上に、1年以内と思われる樹皮剥ぎ被害が発生していること。
- ③ 被害発生区域の中心部からおおむね2.5kmの範囲内に、獣害防止帯等の被害防除を実施した林分が存在していること。
- ④ 捕獲等の数は1頭とし、かつ単年度の捕獲数が1頭を超えないこと。

(2) 捕獲の方法等

- ① 箱わな（ドラム缶型わな）の設置場所は、被害発生区域又は被害発生区域に最も近い場所とし、設置数は1基とすること。
- ② 捕獲可能な期間は、原則として5月1日から7月31日までとすること。なお、その他の期間について許可しようとする場合には、事前に県と協議するものとする。
- ③ 許可期間終了後、わなは速やかに撤去すること。

4 捕獲後の措置の取扱基準

(1) 捕獲後の措置の取扱基準は、原則として別表4のとおりとする。

(2) 捕獲後の措置については、許可申請時に申請者が明らかにするものとする。許可申請時における当該措置が別表4で定める基準を満たさない場合、町長は申請者と協議し、その理由を明らかにするものとする。

(3) 申請者は、捕獲後に学習放獣を行うこととして申請する場合には、学習放獣の予定地として次の条件を満たす場所を選定し、町長と協議するとともに、地元の市町、猟友会支部、放獣場所の管理者等の理解と協力が得られるよう、あらかじめ調整するものとする。

- ① 付近に人家等がないこと。
- ② 放獣直後に人里に出没することがないように、尾根等の地形に配慮すること。

(4) 許可申請時において、捕獲後の措置として学習放獣することとしていたものであって、捕獲後に別表4に定める事項に該当することが判明した場合には、捕獲の実施者と町長が協議の上、必要に応じて捕獲後の措置を変更して対処することとする。

5 審査等

(1) 町長は、許可申請を受理した場合には、次のとおり処理するものとする（別表1）。

- ① 捕獲の申請があった場所の被害防除対策の実施状況について、必要に応じて現地調査を行った上でクマ出没状況及び被害防除対策実施状況調（別記様式2）を作成し、写しを県へ送付する。
- ② 許可要領及び1から4の基準により審査し、速やかに許可の可否を決定する。

(2) 町長は、捕獲許可の前後に関わらず、必要に応じて、(1)①により送付した書類に基づき、県から効果的な被害防除対策の助言等を受けるものとする。

6 捕獲等の実施

- (1) 捕獲等は、別表2及び3のとおり実施するものとする。
- (2) 人身被害が発生するおそれがある等の理由により休祝日に捕獲等を実施する必要がある場合には、捕獲実施者は関係機関にあらかじめ連絡し、捕獲した場合の対応について協議するものとする。
- (3) 学習放獣時の関係機関の役割分担は、原則として次のとおりとする。
 - ① 捕獲実施者
銃器を備えた従事者の立会い、わな移動用輸送車の手配、捕獲個体のサンプル提供、捕獲票の作成
 - ② 町
県への手配、体躯計測、サンプル採取、捕獲票作成の補助
 - ③ 県
麻酔及び応急処置ができる人材の手配、イヤータグ取付け、放獣時の忌避条件付け
- (4) 町長は、捕獲されたクマについて、捕獲実施者から捕獲票（様式11号）の提出を受け、その写しを県に送付するほか、捕獲実施者に協力を求めた上で、県が必要とする捕獲個体のサンプルの提出を受け、県に送付するものとする。
- (5) 町長は、林業被害（樹皮剥ぎ）の防止を目的とする捕獲等を許可し、捕獲等が行われた場合には、捕獲実施者に対し、林業被害（樹皮剥ぎ）防止捕獲実施結果調査表（別記様式3）の提出を求めることとする。
- (6) 捕獲後の措置が学習放獣の場合には、次のとおり処理するものとする。
 - ① 県との調整
町長は、捕獲許可時に、県を通じて学習放獣協力獣医師と日程を調整するとともに、県と調整し、イヤータグの装着、体躯等の測定に加え、必要に応じて発信機の装着が可能な体制をとる。
 - ② 放獣の実施
 - ア 町長は、クマを捕獲した旨の連絡を受けた場合、直ちに県を通じて獣医師等の手配を行った上で、職員を現地に派遣する。
 - イ 現地において速やかに麻酔処置を行い、イヤータグの装着、体躯等の測定に加え、必要に応じて発信機の装着等を行う。
 - ウ 放獣先に運搬後、捕獲個体が覚醒した時点で、忌避剤等による嫌悪学習を行い放獣する。
 - ③ 放獣時の注意事項
 - ア わなに子グマがかかった場合は直ちに放獣すること。その際、母グマが付近を徘徊している可能性があるので、十分注意すること。
 - イ 麻酔処置から放獣に至るまで危険が伴うので、必ず銃器を備えた従事者の立会いのもと行うこと。
 - ウ 放獣場所付近にハイカーや釣り人等の入山者の存在が確認された場合には、捕獲実施者と町長は、安全な放獣が遂行できるか現地で協議すること。
 - ④ 緊急的な判断
人の安全を最優先とし、放獣の立会者、入山者等に危害が加えられるおそれがあると判断される場合は、必要に応じて殺処分することとする。